

議第16号

岐阜県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則について

岐阜県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和5年3月17日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長           堀    貴  雄

(提案理由)

- ・改組に伴い、岐阜県地方産業教育審議会の庶務担当課を変更する必要があるため。

(次頁)

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

## 岐阜県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の理由

改組に伴い、岐阜県地方産業教育審議会の庶務担当課を変更する必要があるため。

### 2 施行日

令和5年4月1日

### 3 改正の内容

審議会の庶務は、教育委員会事務局高校教育課において関係部課と連絡して処理する。(第4条)

岐阜県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

## 岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則

岐阜県地方産業教育審議会規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「教育委員会事務局学校支援課」を「教育委員会事務局高校教育課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県地方産業教育審議会規則（昭和二十七年教育委員会規則第二号）新旧対照表

（新）

（旧）

第一条から第三条まで 略

（庶務）

第四条 審議会の庶務は、教育委員会事務局高校教育課において関係部課と連絡して処理する。

第五条 略

附則 略

第一条から第三条まで 略

（庶務）

第四条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校支援課において関係部課と連絡して処理する。

第五条 略

附則 略